

地球電磁気・地球惑星圏学会内規

2020年11月3日最終改定

- 第1条 本会の事務局は、神戸市中央区京町83番地 三宮センチュリービル3階 株式会社プロアクティブ、におく。
- 第2条 役員選挙は次の通りとする。
1. 副会長の選出は単記無記名投票で行う。ただし、最高得票者が2名以上ある場合には最年長者が副会長に就任する。
 2. 評議員の選出は9名連記無記名投票を行い、得票数の順位に従って上位9名を当選者とする。なお得票同数者がある場合には年長者を当選者とする。評議員については、選挙で選ばれても辞退することができる。なお評議員経験者については、事前に辞退することを会長に申し出ることができる。その氏名は選挙に先立ち全会員に通知する。新会長は新旧評議員と協議の上、さらに2名まで選出することができる。
 3. 運営委員については下記の様式に従い13名連記無記名投票を行い、合計得票数の順位に従って上位13名を選出する。得票数が同数の場合は年長者を上位とする。新会長は運営委員会の継続性ならびに運営委員所属機関等のバランスを考慮し、新副会長、新旧運営委員と協議の上、定数16名の残り3名を選出する。
主として地球惑星内部・固体物理学を研究する会員から 3名
主として地球惑星大気圏・超高層物理学を研究する会員から 2名
主として宇宙空間物理学を研究する会員から 3名
全会員の中から 5名
ただし同一人を評議員と運営委員に重複して記載してもさしつかえない。なお、3期連続運営委員経験者は次期の運営委員として選ばれても辞退することができ、通算5期経験者は再任を永久に辞退することができる。これらの氏名は選挙に先立ち全会員に通知する。
 4. 正会員は2名以上の他の正会員により推薦された場合、運営委員に立候補することができる。また、運営委員会は運営委員候補者を推薦することができる。学会はこれらの運営委員候補者の氏名、勤務先、研究分野、推薦者名などを選挙広報に掲載し、投票に際しての参考資料とする。
 5. 前項の選出において、もし同一人が2種以上の役員に当選した場合は、本人の意思によりその一つを選ばなければならない。
 6. 前項のために定数に欠員が生じたときは、第3条に定めるところに従って欠員を補う。
- 第3条
1. 副会長が欠けたときは、次点者で補う。
 2. 評議員が欠けたときは、次点者で補う。
 3. 運営委員が欠けたときは、会長が副会長、運営委員と協議の上、委員を選出する。
- 第4条 会費納入および未納入会員の取扱について
1. 会費の納入は原則として各年度の第1四半期（4 - 6月）に全額納入すべきものとする。
 2. 学会事務局は、会費未納者に対し文書によって納入の督促を行う。
 3. 前項の督促にもかかわらず会費を2年連続滞納した会員には、期限をつけた最終的会費納入勧告を送り、その期限内に会費納入または納入の意志表示がなければ退会を希望するものとみなす。
 4. 一度退会した会員は新たに入会申込手続きをとれば再入会しうる。但し、規約第27条に基づく退会をした会員については、運営委員会で審議の上再入会を拒否することがある。
- 第5条 学会基本資料の継続的管理について
1. 学会会報、各回運営委員会議事録、講演会・総会プログラム、予算決算書、各会員名簿および学会誌は、その一部ずつが地球電磁気・地球惑星圏学会基本資料として継続的に保管される。
 2. 継続的保管の任務には運営委員会があたり、保管内容は各期運営委員会に明確に引き継がれるものとする。
- 第6条 会員の権利について
1. すべての会員は会報の配布を受ける。
 2. すべての会員はEPS誌の論文掲載料として会員割引価格の適用を受ける権利を有する。

3. 正会員および学生会員は選挙権を有する。名誉会員および賛助会員は選挙権を有しない。
4. 正会員は被選挙権を有する。名誉会員、賛助会員、および学生会員は被選挙権を有しない。

第7条 講演会の発表について

1. 講演会での発表に関する規定については、運営委員会で定める。
2. 第27条により退会した個人は、講演会では発表ができない。

第8条

1. 当学会は以下の学会賞を設ける。長谷川・永田賞、田中館賞、大林奨励賞、SGEPSSフロンティア賞、学生発表賞および学会特別表彰。
2. それぞれの表彰の詳細については別途内規にて規定する。